

山小屋における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

(第1版)

(中部山岳国立公園)

北アルプス山小屋協会

黒部観光旅館組合

立山山荘協同組合

飛騨山小屋友交会

北アルプス山小屋友交会

北アルプス北部山小屋組合

2020年6月15日

1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対応策の現状分析・提言」（2020年5月4日）において、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者の皆様において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされました。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、山小屋経営に際しての当面の対策をとりまとめました。

なお、本ガイドラインは、現時点で必要と考えられる対策を例示したものであり、各山小屋においては、施設の規模や業態等を勘案し、実情に合わせた対策を講じることとします。また、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、登山者の要望、山小屋側の受け入れ環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていきます。

2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言に従い、対策の検討にあたり以下の点に留意しました。

- ・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である、接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮した対策を検討。

（接触感染）他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定し、対策を検討する。

（飛沫感染）換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるか、至近距離での会話や大声での歓談など、リスクの高い場所や場面がどこにあるかなどを考慮し、対策を検討する。

3 感染防止のための対策について

（1）留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

①留意すべき基本原則

- ・宿泊予約の徹底につとめる（予約制による宿泊定員の減員）
- ・従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保する
- ・様々な場面において、密にならないような対応や工夫
- ・入口及び施設内の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）

- ・施設及び客室の定期的な換気
- ・施設内の定期的な消毒
- ・食堂等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- ・宿泊客への手洗い・消毒の要請
- ・従業員の毎日の体温測定、健康チェック

②各エリア・場面の共通事項

- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・人と人が対面する場所は、距離を保つなどして飛沫感染を防止する
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・宿泊客や従業員がいつでも使えるように、消毒設備を施設内に設置（アルコール等）
- ・宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る

（２）各エリアごとの留意点

①入館時

- ・発熱や咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼び掛ける。申し出のあった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従う
- ・入口に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
- ・入館の際に手指の消毒を依頼する

②入館（受付）・退出

- ・間隔を空け、宿泊客同士の距離を保つよう促す
- ・受付では宿泊客との距離を保つなど、飛沫感染防止の対策をする
- ・受付周辺、筆記具等の消毒
- ・グループの宿泊受付は代表者がまとめて行い、同行者は分散して待機するよう要請
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する

③客室

- ・客室利用人数の減員
- ・就寝時の対人距離の確保
- ・一定時間ごとに客室の換気をする
- ・ドアノブなどの清拭消毒
- ・客室清掃時に、消毒剤（洗剤・漂白剤等）を使用する

④食事

- ・ 入場時、手洗いまたは手指消毒の徹底
- ・ 着席数、滞在時間の制限
- ・ 対人距離の確保
- ・ 利用の都度、備品の清拭消毒
- ・ 会場の換気
- ・ 下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・ 食事後のテーブル等を消毒
- ・ 従業員のマスク着用
- ・ 従業員の衛生管理徹底

⑤清掃、ゴミ処理等の作業

- ・ 清掃時のマスク・手袋の着用
- ・ 洗剤や漂白剤を用いて清掃する
- ・ 不特定多数が触れる場所を、定期的に消毒する
- ・ 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃でよい
- ・ 自動販売機を設置している場合は、ボタンや取り出し口の消毒
- ・ ゴミの回収作業は、マスク・手袋を着用する
- ・ 作業後の手洗い消毒の徹底

⑥トイレ（感染リスクが比較的高いと留意する）

- ・ 清掃時のマスク・手袋の着用
- ・ 便器内は、通常の清掃でよい
- ・ 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う
- ・ 常時、換気に留意する

⑦談話室など

- ・ 一度に多くの利用者が集中しないよう促し、大声での歓談とならないようお願いする
- ・ マスクの着用
- ・ 常時、換気に留意する
- ・ 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・ 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い消毒をする

⑧浴場（対象施設のみ）

- ・ドアノブ、備品等の清拭消毒
- ・浴室内の換気
- ・対人距離の確保

（３） 宿泊客の感染疑いの際の対応

- ・感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機するようにお願いします（同行者も同様）
- ・事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく
- ・他の宿泊客との接触を避け、対応するスタッフも限定する
- ・保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う
- ・当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- ・館内の他の宿泊客への情報提供は保健所の指示に従う
- ・近隣の山小屋とも情報共有し、保健所の指示に備える

（４） 利用者への協力依頼・理解促進など

- ・利用者一人ひとりの基本的感染対策徹底のお願い（身体的距離の確保、マスク着用、手洗いおよび手指消毒）
- ・感染対策や体調管理に必要な持ち物の携行（マスク、消毒液、体温計）
- ・無理のない登山計画と宿泊予約
- ・サービス内容が従来と異なる場合があることへの理解
- ・特殊環境における山小屋の特異性への理解
- ・山小屋内でのマナーへの協力